

独立行政法人防災科学技術研究所 中期目標

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人防災科学技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という)を定める。

(前文)

我が国は数多くの自然災害を経験しており、自然災害から国民の生命・財産を守ることは喫緊の課題である。

独立行政法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という)は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発、それらに係る成果の普及及び活用の促進等の業務を総合的に行い、防災科学技術の水準の向上を図り、成果の防災対策への反映を図ることにより、「災害から人命を守り、災害の教訓を活かして発展を続ける災害に強い社会の実現を目指すこと」を研究所の基本的な目標とする。

業務を推進するに当たっては、以下に掲げる6つの指針を基本に据える。

- 指針1: 社会の防災に役立つことを基本に据えた研究開発の推進
- 指針2: 幅広い分野間の連携による総合化
- 指針3: 研究開発の戦略的重点化
- 指針4: 研究開発機関間の連携推進と研究開発基盤の強化
- 指針5: 積極的な国際展開
- 指針6: 非公務員化のメリットを活かした効果的・効率的な事務及び事業の実施

以上の考え方にに基づき、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

中期目標の期間

研究所の業務は、その成果を得るために長期間を要するものが多く、できる限り長期的観点から目標を定める必要があるため、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進

防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行う。

(1) 基礎研究及び基盤的研究開発による防災科学技術の水準の向上

研究所が実施する研究開発領域を以下のようにし、特に を重点的に推進することにより、防災科学技術の水準の向上を目指す。

地震災害による被害の軽減に関する研究開発

火山災害による被害の軽減に関する研究開発
気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発
災害に強い社会の形成に役立つ研究

地震災害による被害の軽減に関する研究開発の重点的な推進

ア) 地震観測網を活用した地殻活動の評価及び予測に関する研究

地震調査研究推進本部の地震調査研究に関する総合基本施策及び調査観測計画を踏まえて、基盤的地震観測網（高感度地震観測網、広帯域地震観測網、強震観測網等）等について安定的な運用を継続し、良質な地震観測データの生産・流通を図り、地震関係他機関における研究、業務遂行や我が国の地震調査研究の着実な進展に貢献する。

また、基盤的地震観測網等から得られるデータの解析を通じて、地殻活動モニタリング及び監視手法の高度化に関する研究を行い、低周波微動に伴うスロースリップの発生源を実時間で把握するなど、地殻活動のモニタリング精度を向上させる。

これらの成果については、政府機関等の地震関連委員会等へ資料を提供するとともに、広く国民に対しても、地震に関する情報発信を行う。

さらに、科学技術・学術審議会測地学分科会の地震予知のための観測研究計画に基づき、地震発生メカニズムの解明、発生予測に関する研究開発を推進する。

イ) 実大三次元震動破壊実験施設を活用した耐震工学研究

航空・電子等技術審議会の、「地震防災研究基盤の効果的な整備のあり方について」（諮問第24号）に対する答申」（平成9年9月）に基づいて、主要な建築及び土木構造物等の挙動をモデル化し、それにより、構造物等の破壊過程のシミュレーション技術（数値振動台）の確立を目指して、世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用した研究開発や、構造物崩壊のシミュレーション技術の開発等を推進する。

具体的には、都市を構成する建築・土木構造物の耐震化に資することを目的に、E-ディフェンスを用いた実大振動実験を実施し、構造物が地震により破壊していく過程に関する情報を取得する。これらの情報を基に、構造物の地震時の破壊挙動シミュレーション技術の開発と高度化を行うとともに、地震動に対する耐震性能評価手法の開発や補強技術・免制震技術等を開発する。

また、海外との共同研究を推進し、耐震実験研究分野における国際的な地位を確立する。

火山災害による被害軽減に資する研究開発の着実な推進

ア) 火山の噴火予知と防災に関する研究

科学技術・学術審議会測地学分科会の「第7次火山噴火予知計画の推進について（建議）」（平成15年7月）等に基づき、噴火予知による適切な避難対策や噴火開始後の火山災害予測による適切な防災対策の決定に貢献するため、火山観測網の維持強化と噴火予測システムの開発、噴火予測精度を高めるためのマグマ移動過程解明、新火山

専用空中赤外映像装置（新VAM）や合成開口レーダ（SAR）によるリモートセンシング手法による火山活動把握、災害予測のためのシミュレーション技術を開発する。

気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に特化した研究開発の推進

ア) 局所的な気象災害・土砂災害の監視及び予測技術に関する研究

集中豪雨による都市型水害や土砂災害への対策に資するために、既存の技術では捉えることが困難な10km以下の局所的な豪雨や強風を実時間で監視する技術を開発する。更に、これらのデータを用い、1時間先までの降水量を予測する手法を開発する。その予測結果に基づき、都市域における1時間先までの浸水被害危険度予測手法及び山間部における土砂災害の発生予測手法を開発する。

イ) 雪氷災害の発生予測技術とそれに基づく防災対策に関する研究

1～2日先の降雪・吹雪・雪崩等の雪氷災害を高空間分解能で予測する雪氷災害発生予測システムを開発するとともに、雪氷災害発生に関するモデルの高度化を図り、雪崩等のハザードマップ作成手法を開発する。

災害に強い社会の形成に役立つ研究の推進

ア) 災害リスク情報プラットフォームの開発に関する研究

長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)に基づき、地震、火山、風水害、土砂、雪氷など主要な災害リスクに関する情報を国民一人ひとりに届け、実際に災害対応に役立てることができる災害リスク情報プラットフォームを、他の災害情報システムとの連携を図りつつ平成24年度末までに構築する。

具体的には、関係省庁・地方公共団体・研究機関等との連携の下、それぞれが保有する自然災害に関する情報を集約し、リスク評価を行う手法や災害リスク情報の利活用手法の開発等を行う。これにより、全国を概観したハザード・リスクマップを作成・配信する。また、災害リスク情報の有効活用による地域防災力の向上を図るため、地域レベルでの詳細なハザード・リスクマップを作成・配信・活用するシステムを構築し、地域の協力を得ながら、システムの有効性を検証するための実証実験を平成22年度中を目処に開始する。

特に地震災害に関しては、全国的な地盤構造のモデル化手法、強震動シミュレーション手法及びリアルタイム強震動・被害推定システムの開発等を行うことにより、地震動予測・地震ハザード評価手法の開発を行い、災害リスク情報プラットフォームに組み込む。加えて、評価に使用した地盤情報をデータベース化し、技術情報と併せてインターネット等を通じて公開する。

イ) 地震防災フロンティア研究

都市部を中心とする巨大地震災害の軽減を目的として、分野横断的、個別具体的課題の解決に向けた研究開発を行う。具体的には、地震災害時の医療システムの防災力向上のための方策を明らかにするとともに、情報技術(IT)を最大限に活用した震災対応危機管理技術を開発する。

(2) 研究開発の多様な取組み

萌芽的な研究開発の推進

将来のプロジェクト研究開発化を視野に入れ、中長期的な視点をもって萌芽的な研究開発に取り組むことにより、防災科学技術に係る基礎研究及び基盤的研究開発のシーズを探索・育成する。

研究交流による研究開発の推進

防災分野の研究開発機関間の連携において中核的役割を果たせるよう、他機関との共同研究開発を積極的に行うとともに、第1期中期目標期間に設立した防災研究フォーラムにおいて中核的な役割を果たし、活発な研究交流を行う。

また、自然災害分野で世界をリードする研究機関として、海外の研究機関等との共同研究など、積極的な国際連携、国際貢献を図る。

外部資金の活用による研究開発の推進

防災科学技術に関する研究開発について、自らの研究資源を投入して行うと同時に、積極的に外部資金の導入に努め、それらの研究資金を有効に活用することにより積極的に研究開発を推進する。

(3) 研究開発成果の発表等

調査研究の成果を専門誌や学会等を通じて積極的に発表するとともに、特許・実用新案等の知的財産権の取得や活用を進める。

また、これまでに蓄積した様々な災害に関する観測データ及びその処理結果については、データベース化して公開する。

2 災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び成果の活用の促進

防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発の成果を普及するとともにその活用を促進することにより、災害に強い社会の構築を目指す。

(1) 国及び地方公共団体の防災行政への貢献

国や地方公共団体の防災行政機関等への調査研究成果の普及と活用の促進を図る。

また、地震調査研究推進本部、地震防災対策強化地域判定会、地震予知連絡会、火山噴火予知連絡会等へ調査研究の成果を提供し、国の防災行政に積極的に貢献する。

(2) 社会への情報発信

国民一人一人の防災意識の向上を目指して、分かりやすいホームページの運営やシンポジウムの開催、施設見学の受入れなどを行い、調査研究成果を分かりやすく広報することに努める。

3 防災科学技術の中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

(1) 施設及び設備の共用

実大三次元震動破壊実験施設や雪氷防災実験施設等の研究所の施設及び設備を、科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供する。

また、施設の共用にあたっては、効果的で効率的な運用を行うこととする。

(2) 資料の収集・整理・保管・提供

防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供する。

(3) 防災等に携わる者の養成及び資質の向上

研修員を積極的に受け入れるとともに、諸外国の防災関係者の研修を実施することにより、防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図る。

また、防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を防災関係機関等に積極的に派遣することにより、防災科学技術に関する研究開発に協力する。

このような取組みを通じ、人材交流を積極的に実施することにより、防災等に携わる者の養成及び資質の向上に貢献する。

(4) 災害発生の際に必要な業務

必要に応じ、国内外の災害発生時に迅速に機動的な観測や政府調査団への職員の派遣等の対応をとるとともに、災害調査を実施する。

また、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、同法等の関係法令及び自らの防災業務計画に基づき、災害の発生時等に必要な措置を講じる。

業務運営の効率化に関する事項

1 組織の編成及び運営

(1) 組織の編成

重点を置くべき研究開発を強力に推進し得るよう、理事長のリーダーシップを支える効果的・効率的な組織編成を行う。

多様な災害を統合的に扱えるよう、統合的・分野横断的に研究開発を行うことのできる研究体制を整備する。

研究成果等の社会への還元を円滑に図ることのできる体制を整備する。

業務の進展に伴い、機動的・効率的に業務を行うための組織体制の見直しを柔軟に行う。

(2) 組織の運営

防災分野の研究開発成果の利用者を含む有識者から、経営全般について助言を受けける場を設け、組織運営の改善を図る。

地方公共団体の防災科学技術に関する研究ニーズを把握し、組織の運営に反映させる。

2 業務の効率化

組織運営の効率化の観点から、業務内容が比較的定型化・簡易化したものについては、外部委託やアウトソーシングを引き続き推進するとともに、研究所の事務が効果的・効率的に実施し得るよう、契約等の各種事務手続きを簡素化、迅速化する等により、経費の節減や事務の合理化等を図る。

運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標期間の終了時において、一般管理費（退職手当等を除く。）について、平成17年度に比べその15%以上を削減するとともに、その他の業務経費（退職手当及び新規・拡充業務分を除く）についても、平成17年度に比べ5%以上の削減を図る。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図る。

財務内容の改善に関する事項

研究所のミッションをより高いレベルで実現するために、外部資金の積極的導入、自己収入の確保、予算の効率的な執行に努める。

1 自己収入の増加

外部研究資金として、関係省庁や企業等多様な機関からの資金の導入を図り、増額に努めるとともに、施設使用料、特許実施料等、自己収入の増加に努める。

2 固定経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の削減に努める。

その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備に関する事項

必要に応じて老朽化した施設を更新する。

また、技術の進歩により必要性が相対的に低下したり、所期の目的を達成した定常観測・実験施設については廃止を含めて検討する。

2 人事に関する事項

(1) 職員の非公務員化

国立大学法人の非公務員化や平成16年度に実施した独立行政法人通則法第三十五条に基づく法人の見直しの結果を踏まえ、職員の身分を非公務員化することとし、大学や民間企業等との人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の確保等を図る。

(2) 人事の流動化

若手研究者にとって様々な研究機関で研鑽する機会を設けることが重要であるため、

若手研究者の任期付き採用を可能な限り導入する。

また、終身雇用の研究者を採用する際には多様な機関での研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用する。

3 能力発揮の環境整備

個々の職員が自己の能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

職員の業務に必要な専門知識、技能の向上を図るための研修制度の充実を図る。

研究者をはじめとする職員の業務に関する評価を適正に実施する。評価にあたっては、評価者と被評価者間のコミュニケーションを充実させ、きめ細かな助言を行う。また、研究開発基盤の整備・運用に携わる職員に対して適切な評価が行われるよう配慮する。